

第4次多摩市 女と男がともに 生きる行動計画

～ジェンダー平等と多様な性と生を尊重する社会の実現に向けて～

令和3年(2021年)～令和12年(2030年)

概要版

多摩市女と男の平等参画を推進する条例(抜粋)

(前文)

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた国内の取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を支柱とする国際的な取組とともに、着実に進められてきました。また、男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけています。

多摩市でも昭和61年に「多摩市婦人行動計画」、平成6年には「多摩市女と男がともに生きる行動計画」を策定して、男女平等の実現、性別による差別の解消をめざしてきました。平成16年に制定した多摩市自治基本条例には、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うこと、性別年齢などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障されることの重要性がうたわれています。

このような社会的な取組の結果、男女の在り方をめぐる人々の考え方は、時代とともに変わってきました。しかし、現実の社会には、固定的な性別役割分担意識や慣行がなお残っています。また、一方では、少子化、高齢化、働き方の多様化に伴う雇用形態間の処遇の格差、配偶者や交際相手からの暴力の深刻化など、新たな課題も生じてきており、女性はもちろん男性も生きにくいと感じることがみられるようになりました。

多摩市は、多摩ニュータウン開発に伴い急速に発展してきたという特色があります。一時期に同世代の転入が集中したことにより、地域活動・地域交流・市民同士のつながりなどがさらに求められている中で、これまで経験したことのない少子高齢社会を迎えようとしています。

このような中で、多摩市では、男女が互いに人権を尊重しあい、誰もが個性豊かにいきいきと暮らせる社会、自らの意思によって家庭生活と仕事・地域活動に参画し、責任を分かち合うことのできる社会、すなわち真の男女平等参画社会の実現をめざして、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女平等参画社会に関して、その基本理念を定め、多摩市（以下「市」といいます。）、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女平等参画社会の実現に関する施策の基本的事項を定めることにより、この施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、性別による差別的取扱いを含めた諸問題に対応し、もってすべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現することを目的とします。

(基本理念)

第3条 市、市民、事業者及びその他の団体は、次に掲げる基本理念に基づいて男女平等参画社会の実現に関する施策を推進しなければなりません。

- (1) すべての人が、個人として尊重され、性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず、個人の能力及び個性を發揮し、意欲及び希望に沿って、社会的責任を分かち合うこと。
- (2) すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を受けることなく、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行を解消されること。
- (3) すべての人が、社会の対等な構成員として、政策又は方針の立案及び決定に参画する機会を確保されること。
- (4) すべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と仕事及び地域活動を両立できるようにすること。
- (5) すべての人が、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別並びに性別に起因する暴力を決してしてはならないこと。
- (6) すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を含む諸問題について、特に困難な状況にある人への配慮をすること

第9条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」といいます。）を策定しなければなりません。

はじめに

すべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現することは、わたしたちが取り組むべき最も重要な課題の一つです。

本市では、昭和61年に「多摩市婦人行動計画」を策定以来、平成6年に「多摩市女と男がともに生きる行動計画」に名称を変更し、時代に合わせて計画を更新してきました。

平成26年1月には、市民参画のもと「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」を制定し、当時としては先進的に「性的指向」及び「性自認」の用語を定義し、また、差別を禁止したほか、市の男女平等参画社会の実現に向けて市・市民・事業者の責務や市が取り組む施策などを定め、これまで推進してきました。

しかしながら、社会の中での固定的な性別役割分担や、性差、ジェンダーに関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）や慣行は依然として根強く残っています。

また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大の長期化は、企業活動や日常生活に急激な変化をもたらしました。特に、女性の非正規労働者比率の高い対人サービス業の雇用が大きな影響を受けたほか、生活困窮や配偶者暴力（DV）の深刻化等も招きました。一方で、在宅勤務などのテレワークやデジタル化が普及したことで、柔軟で多様な働き方が今後定着していくことが期待され、男性の家事や子育て・介護の参画等を見直す好機とも捉えることができます。令和元年12月には、多摩市が全国の自治体で初めて世界男女平等ランキング第1位であるアイスランド共和国のホストタウンとして登録されました。これを契機として、世界の先進的な事例や効果的な施策を積極的に学び、市の男女平等参画推進に向けた取組に反映していきたいと考えます。

本計画を着実に推進するためには、行政はもちろん、市民・事業者・関係機関等の皆さんとこれまで以上に連携・協働を進めていくことが不可欠と考えております。

さいごに、「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」の策定にあたり貴重なご意見をくださった多摩市男女平等参画推進審議会委員の皆様をはじめ、本計画の基本目標を検討した市民ワークショップにご参加いただいた方、計画素案へのパブリックコメント等を通してご意見をくださった多くの市民の皆様に感謝申し上げます。

今後とも市の取組に対するより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3（2021）年4月
多摩市長 阿部裕行



1 計画策定の趣旨

本市では、平成 26（2014）年1月に「すべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現すること」を目的に「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

本計画は、条例第9条に基づく男女平等参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、平成23（2011）年4月に策定した第3次行動計画から継続して取り組むべき課題に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響などの社会情勢等の変化による新たな課題のほか、平成27（2015）年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）にも適切に対応するものとします。

2 計画の基本理念

男女平等参画社会の実現をめざし、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」第3条に掲げる6つの基本理念に基づき、男女平等参画を推進していきます。

- (1) 個人としての尊重と社会的責任の分かち合い
- (2) 固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行の解消
- (3) 政策又は方針の立案及び決定に参画する機会の確保
- (4) 家庭生活と仕事及び地域活動の両立
- (5) 性別、性的指向及び性自認による差別、暴力の禁止
- (6) 特に困難な状況にある人への配慮

3 計画の期間

計画の期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

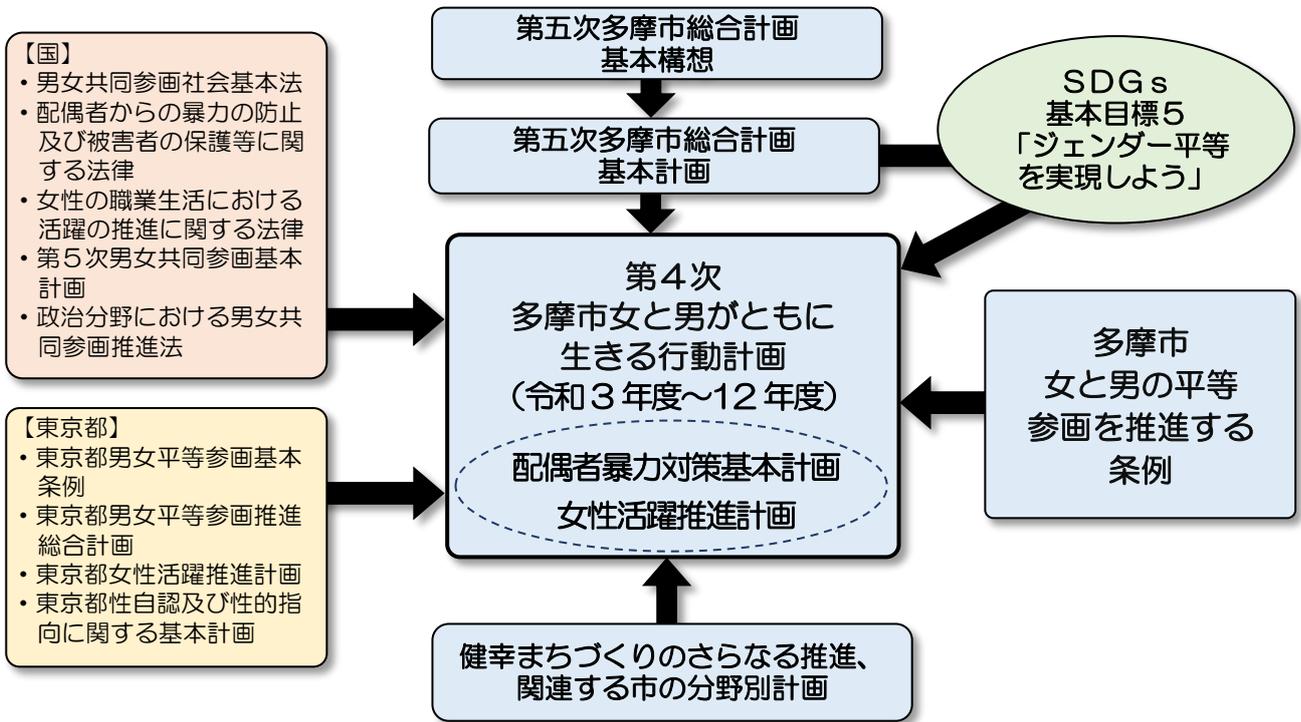
なお、社会情勢の変化や市民意識の変化等に迅速に対応するため、計画の中間年である令和8（2026）年度に見直しを予定しています。

R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	
前期5年					中間見直し	後期5年				

4

計画の位置づけ

本計画は、下記の法律、条例および多摩市の計画等を踏まえ、策定しました。



—SDGs（持続可能な開発目標）との関わり—

本計画は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の17の目標のうち、以下の目標の達成に向けた取組に関連するものとして対応します。

- ◆目標 3 すべての人に健康と福祉を
- ◆目標 8 働きがいも経済成長も
- ◆目標 4 質の高い教育をみんなに
- ◆目標 10 人や国の不平等をなくそう
- ◆目標 5 ジェンダー平等を実現しよう
- ◆目標 16 平和と公正をすべての人に



基本目標

課題

基本目標 1

性別にとらわれない
誰もが暮らしやすい
まちの実現

1 家庭・学校・地域等における
ジェンダー平等意識の醸成

2 困難な状況に置かれている方への
支援

多摩市女性活躍推進計画

1 ワーク・ライフ・バランス（仕事
と生活の調和）の推進

2 政策・方針決定過程における
女性の参画促進

3 地域活動・防災対策における
女性の参画促進

4 働く場での女性の活躍推進

基本目標 2

ワーク・ライフ・ balan
スとあらゆる分野にお
ける女性の活躍の推進

多摩市第2次配偶者暴力対策基本計画

1 配偶者等からの暴力の防止と
被害者への支援

2 性に関するハラスメントや
ストーカー行為、性暴力等の防止

3 生涯を通じた健康支援

基本目標 3

人権尊重とあらゆる
暴力の根絶

基本目標 4

男女平等参画社会の
実現に向けた総合的な
計画の推進

1 庁内推進体制の充実

2 TAMA女性センターの運営

施策

- (1) 「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」の定着の推進
- (2) 男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供
- (3) 多様な性と生を尊重する意識啓発と情報提供
- (4) 市役所における男女平等参画の推進

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 高齢者、障がい者、生活困窮者等への支援
- (3) 性的指向・性自認（SOGI）に関する課題を抱えている当事者等への支援

【重点取組】



- (1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発と情報提供【重点取組】
- (2) 男女で担う家事・子育て・介護の促進
- (3) 市内事業者への意識啓発と情報提供
- (4) 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進



- (1) 市の附属機関等委員への女性の積極的な参画促進
- (2) 市職員の女性活躍推進

- (1) 地域・市民活動における女性リーダーの育成の促進
- (2) 男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりの推進【重点取組】



- (1) 女性の就労・再就職・キャリア形成支援
- (2) 市内事業所における女性活躍推進

- (1) 暴力防止に向けた意識啓発と情報提供【重点取組】
- (2) 暴力の未然防止と早期発見
- (3) 被害者の安全確保に向けた体制の充実
- (4) 被害者の自立支援に向けた体制の充実
- (5) 相談窓口の充実
- (6) 関係機関との連携強化



- (1) セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性暴力の防止のための意識啓発と情報提供【重点取組】
- (2) 性的指向・性自認（SOGI）に関するハラスメントの防止のための意識啓発と情報提供



- (1) ジェンダーや年代に応じた健康支援の充実
- (2) 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康を守る権利）」に関する意識啓発と情報提供
- (3) こころとからだの健康づくりに関する支援

- (1) 「多摩市女と男がともに生きる行動計画」の推進・進行管理
- (2) 国や都、他自治体、関係機関との連携や情報交換

- (1) TAMA女性センターの充実【重点取組】
- (2) 市民参画による男女平等参画の推進



基本目標 1

性別にとらわれない誰もが暮らしやすいまちの実現

重点取組



性的指向・性自認（SOGI）に関する課題を抱えている当事者等への支援

LGBT電話相談事業を継続して実施します。また、一方または双方が性的マイノリティである2人の関係をパートナーとして証明する（仮称）パートナーシップ制度の導入に向けた検討を行います。

課題1 家庭・学校・地域等におけるジェンダー平等意識の醸成

■施策の方向性■

固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、市民や事業者への「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」の定着を推進し、家庭や学校、地域など生活の場全体においてジェンダー平等意識が醸成されるよう、意識啓発や情報提供を行います。

また、子どもの頃から多様な性と生に関する正しい理解を深め、お互いを尊重し合うことができるよう、市立小・中学校における教職員及び児童・生徒を対象にした人権教育を推進します。

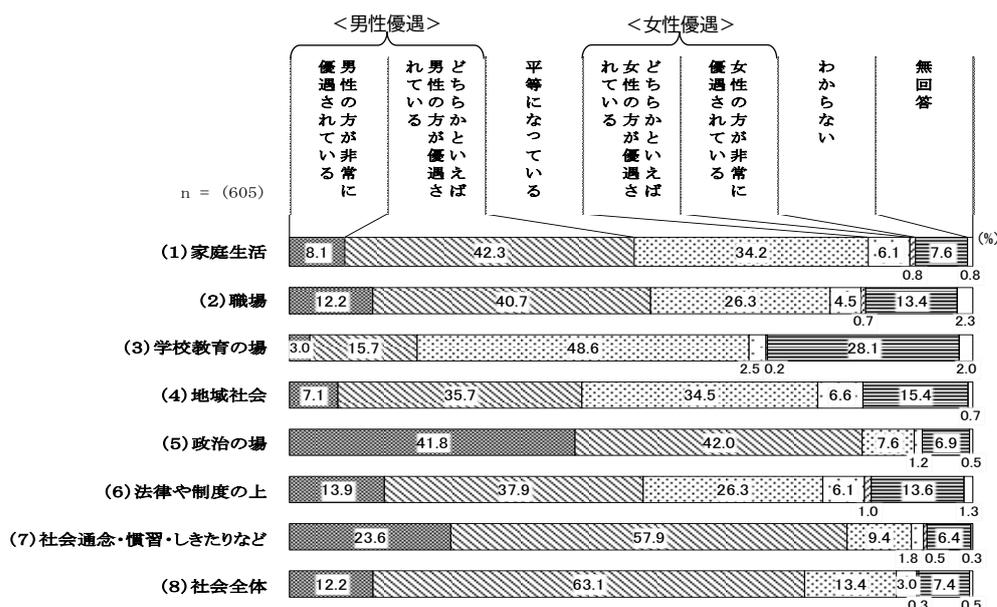
市役所においても職員研修を充実し、職員一人ひとりがジェンダー平等・男女平等参画の視点に立って業務に取り組むことを推進します。

課題2 困難な状況に置かれている方への支援

■施策の方向性■

ひとり親家庭や高齢者、障がい者、生活困窮者、性的指向・性自認（SOGI）に関する課題を抱えている当事者、ひきこもり世帯、外国人など、様々な理由で困難な状況に置かれている市民が安心して暮らせるよう、男女平等参画の視点からきめ細やかな相談や具体的な支援等を行います。

分野別の男女の地位の平等感（全体）



出典：令和元年度男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査

基本目標2

ワーク・ライフ・バランスとあらゆる分野における女性の活躍の推進

※基本目標2の取組を「多摩市女性活躍推進計画」として位置づけます。

重点取組

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発と情報提供
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた意識啓発事業を実施します。
- 男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりの推進
災害対策に向けた計画策定や避難所運営に関する方針決定過程における女性参画を促進します。また、性別の違いに配慮した必要な災害用備蓄物資を充実します。

課題1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

■施策の方向性■

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、市民一人ひとりがあらゆる分野で能力や個性を発揮できるよう、長年にわたり形成されてきた家庭生活や職場等における固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識啓発や情報提供を行います。特に新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたテレワークなどの多様で柔軟な働き方が定着していくためには、これまで以上に男性の家事や子育て、介護などへの参画を促進することが重要です。

また、このような状況の中において、事業所が多様で柔軟な働き方等に対応した職場環境を主体的に整えられるよう、事業所への意識啓発や情報提供を行います。市役所においても、職員が育児・介護休業等を取得しやすい職場環境づくりを進めるなどワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

課題2 政策・方針決定過程における女性の参画促進

■施策の方向性■

管理・指導的立場にある人々の性別の偏りを解消し、誰もがあらゆる分野で性別を意識することなく活躍できるような社会をめざし、市の行政委員会や審議会・委員会等の附属機関等の政策・方針決定の場への女性の参画を促進します。

また、市役所においても男女平等参画の視点が反映されるよう、管理職等の指導的立場に占める女性の割合を高めるための取組を進めます。

課題3 地域活動・防災対策における女性の参画促進

■施策の方向性■

生活の基盤である地域において女性リーダーが増えるよう、ロールモデルの紹介や、市民活動団体等に女性リーダーの育成に向けた働きかけを行います。

防災対策においては、日頃から地域のことを熟知している女性が多いことから、女性は災害対応で大きな力を発揮する存在です。避難所運営等に関する方針決定段階や平常時から現場レベルにおいて女性の参画を促進し、男女平等参画の視点を取り入れた地域防災対策を行います。

また、TAMA女性センターが男女平等参画の視点から先進的な取組事例等の情報を収集し、防災安全課と連携して意識啓発や情報提供を行います。

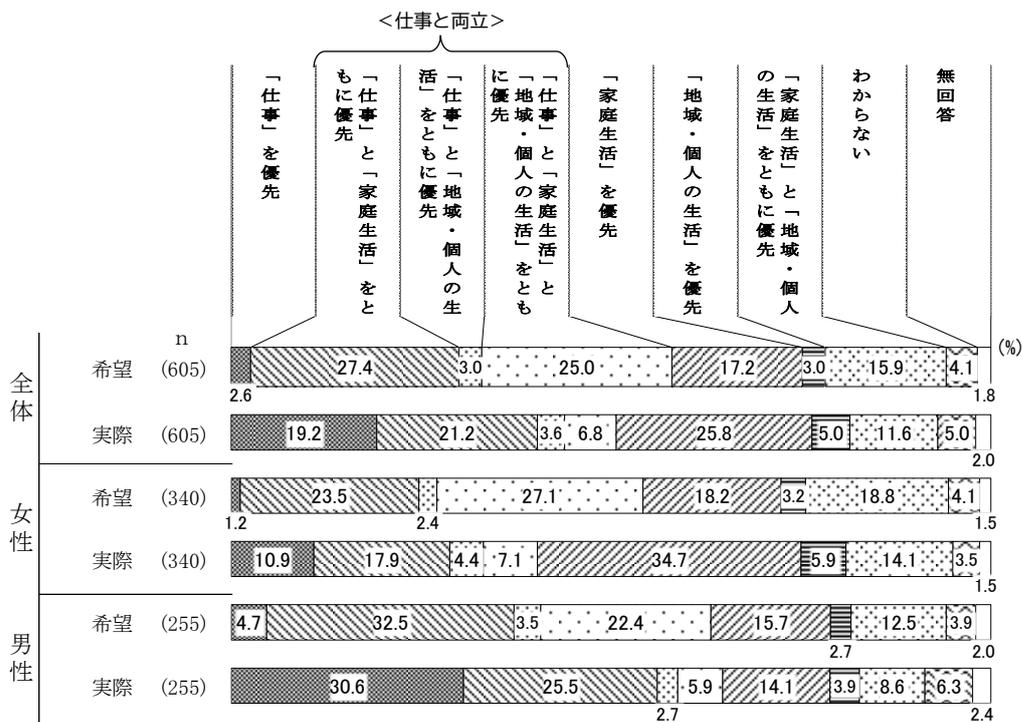
課題4 働く場での女性の活躍推進

■施策の方向性■

子育て等で離職した正社員女性等の再就職支援や男性の育児休業取得の促進等により、それぞれの希望に応じた多様な働き方やキャリア形成ができるよう、就業・起業に向けた支援や情報提供を行います。

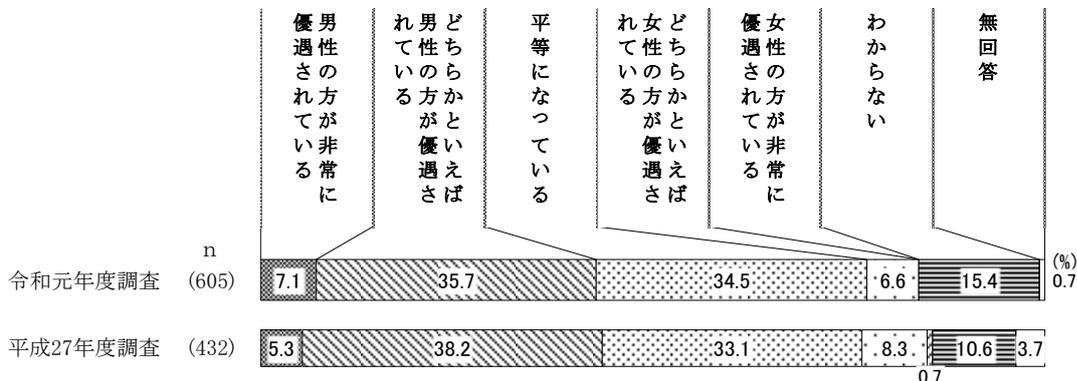
また、市内事業所を対象に、女性の能力発揮や育成、登用など、事業所における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に向けた情報提供等を行います。

生活の中でのワーク・ライフ・バランス（希望・実際）



出典：令和元年度男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査

地域社会における男女の地位の平等感



出典：令和元年度男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査

基本目標3

人権尊重とあらゆる暴力の根絶

重点取組

暴力防止に向けた意識啓発と情報提供

配偶者や交際相手からのDV、性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等のあらゆる暴力の防止に向けて、市民に意識啓発や情報提供を行います。

セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性暴力の防止のための意識啓発と情報提供

セクシュアル・ハラスメントや性暴力、ストーカー行為等の防止に向けて、市民に意識啓発や情報提供を行います。

課題1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

※課題1の取組を「多摩市第2次配偶者暴力対策基本計画」として位置づけます。

■施策の方向性■

暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い差別や偏見等が存在していることが考えられます。配偶者等からの暴力の防止に向けて、市民への意識啓発と情報提供を継続的に行い、社会におけるジェンダー不平等の是正や意識改革を進めます。

また、特に若年層を対象に交際相手からのデートDVなどの暴力の防止に向けた意識啓発を進めるとともに、被害にあった際の相談窓口の周知を図り、被害者支援に当たっては、相談から安全確保・自立支援、自立後の継続的支援にいたるまで、暴力の形態や被害者の属性等に応じて早期から専門的な支援を関係機関等と連携して切れ目なく行います。

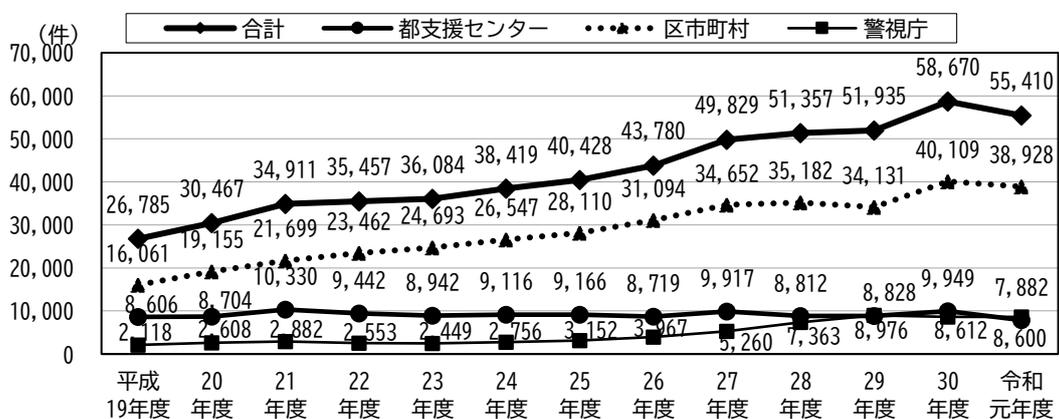
課題2 性に関するハラスメントやストーカー行為、性暴力等の防止

■施策の方向性■

市民一人ひとりが、日々の暮らしや身近な人間関係の中に潜むセクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性暴力などの様々な暴力に気づき、暴力の防止に向けた行動ができるよう、意識啓発と情報提供を行います。

また、若年層に対するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などを通じた性暴力被害の予防や性的指向・性自認（SOGI）に関する差別や偏見の解消及びハラスメントの防止に向けた意識啓発と情報提供を行います。

東京都内各相談機関における配偶者暴力相談件数の推移



出典：東京都生活文化局

課題3 生涯を通じた健康支援

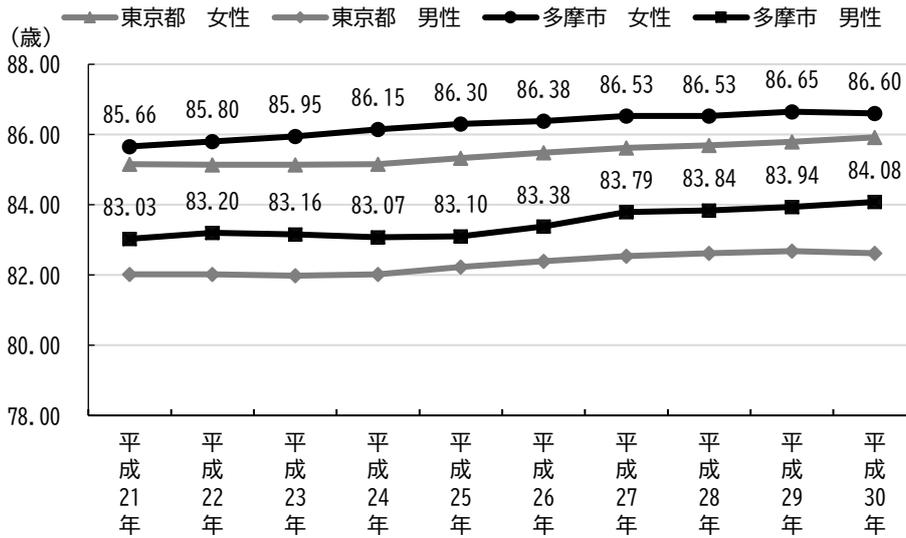
■施策の方向性■

ジェンダーや年代に応じた健康を支援するための取組を総合的に推進するとともに、誰もが心身及びその健康について主体的に自己決定することができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の意識啓発と情報提供を行います。

また、市民一人ひとりが健康の保持増進ができるよう、身体的性差に応じた的確な検診や相談のほか、スポーツなどを通じた健康支援を行います。

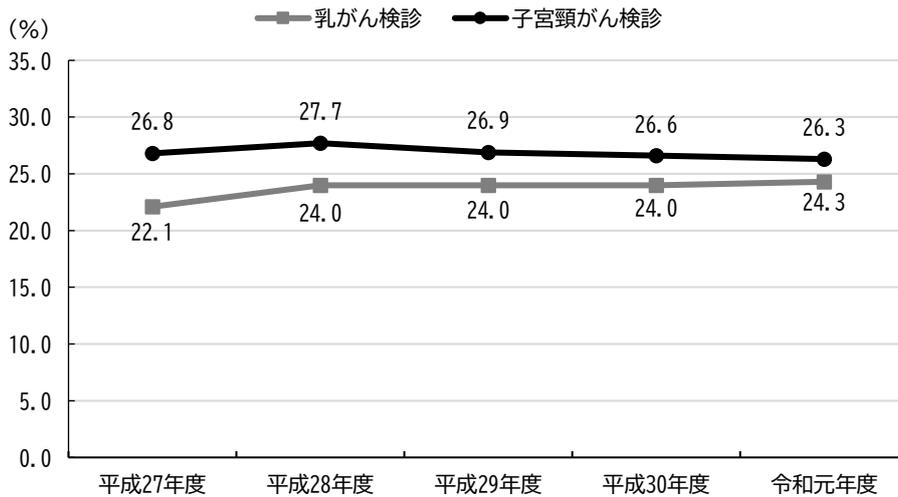
65歳健康寿命（要介護2）

（※65歳の方が「要介護2」以上の認定を受けるまでの状態を健康と考え、その認定を受けた平均年齢）



出典：多摩市健康まちづくり推進室

女性特有のがん検診の受診率（多摩市）



出典：多摩市健康推進課

重点取組

🌸 TAMA女性センターの充実

男女平等参画推進に向けた意識啓発事業の開催や、情報誌「たまの女性」やSNS等を活用した情報提供を行います。また、女性センター相談窓口を充実し、これまで以上にDV等の暴力や生活・健康など女性を取り巻く様々な悩みや課題の解決に向けたエンパワーメントを行います。TAMA女性センターの認知度向上に向けて、SNSによる情報発信やタウン誌への掲載依頼、参画市民による口コミ等、様々な媒体を活用して周知を行います。

課題1 庁内推進体制の充実

■施策の方向性■

本計画の基本目標を達成するためには、PDCA（P=Plan（計画）、D=Do（実行）、C=Check（評価）、A=Act（改善））サイクルに沿って進行管理を行うことが大切です。

毎年、計画に位置づけた各事業の進捗状況について庁内推進会議で内部評価として決定し、さらに男女平等参画推進審議会による外部評価を行います。これらの評価を庁内で共有し、各課における改善策を毎年検討及び実施することで本計画を着実に実施します。

また、関係各課をはじめ、国や東京都、他の自治体等と連携して男女平等参画推進に向けた取組を推進します。

課題2 TAMA女性センターの運営

■施策の方向性■

「TAMA女性センター」の認知度向上及び施設利用者や事業への参加者の増加を図るため、様々な媒体や機会を活用して周知を行います。また、市民や市民団体等との協働・連携により効果的に男女平等参画推進に向けた事業を展開していきます。

TAMA女性センターへの施設運営上の要望事項（上位5項目）

女性		男性	
男女平等・男女共同参画に取り組むグループの活動を積極的に支援すること	23.6%	男女平等・男女共同参画に取り組むグループの活動を積極的に支援すること	22.1%
女性の職業能力開発・就業・起業などを支援すること	22.4%	男性も利用しやすいようにすること	21.3%
女性の視点にたった相談事業を充実すること	20.8%	女性の職業能力開発・就業・起業などを支援すること	16.1%
男性も利用しやすいようにすること	17.5%	男女平等・男女共同参画に取り組むグループの交流の機会を設けること	15.3%
男女平等・男女共同参画に取り組むグループの交流の機会を設けること	12.1%	女性の視点にたった相談事業を充実すること	13.3%

出典：令和元年度男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査

固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方です。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のことをいいます。
ジェンダー平等意識	社会的・文化的に形成された性別がすべての人にとって平等であるという意識のことです。
性的指向・性自認（SOGI）	性的指向とは、人の恋愛感情や性的関心がいずれの性別に向かうかの指向をいい、性自認とは、自分がどの性別であるかの認識のことをいいます。「Sexual Orientation」（性的指向）と「Gender Identity」（性自認）の頭文字を取って「SOGI」ということもあります。
（仮称）パートナーシップ制度	戸籍上同性であるカップルに対して、二人のパートナーシップが婚姻と同等であると承認し、自治体独自の証明書を発行することで、一定の効力を期待できるようになる制度のことです。
テレワーク	情報通信技術（ICT = Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとられない柔軟な働き方のことをいいます。
積極的改善措置 （ポジティブ・アクション）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することです。
ストーカー	特定の相手に執拗につきまとう人のことです。
セクシュアル・ハラスメント	セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。
デートDV	配偶者への暴力（DV）に対し、恋人同士など親密な若い男女間で起こる女性への暴力に着目した造語です。
ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスのことをいいます。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	中心課題として、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

TAMA女性センター

TAMA 女性センターは、女性問題解決・男女平等参画推進を目的とした施設です。学習・啓発講座の開催や、女性を取り巻く様々な悩みの解決に向けた相談、男女平等関連情報の収集・提供など、様々な事業を行っています。

各種相談

自分の生き方や育児・子育て、家族・夫婦関係、配偶者・恋人からの暴力、性的指向・性自認に関する悩みなど、様々な悩みを解決するために、専門の相談員が相談をお受けしています。

一人で悩まずご相談ください。

●面接相談 ※要電話予約

場 所：TAMA女性センター相談室

申込先：TAMA女性センター（電話：042-355-2110）

	相談日	相談時間
女性を取り巻く悩みなんでも相談	毎週火・金曜日	9:30~12:30
	毎週土曜日	13:30~16:30
女性のための法律相談	毎月第3水曜日	9:30~12:00

●電話相談 ※予約不要

実施時間帯に相談専用電話番号へ直接お電話ください。※相談時間は30分を目安

	相談日	相談時間
女性を取り巻く悩みなんでも相談 (相談専用電話 042-355-2111)	毎週木曜日	10:00~13:00 13:30~16:30
LGBT電話相談 (相談専用電話 042-355-2112)	毎月第3火曜日	偶数月 14:00~18:00 奇数月 16:00~20:00

講座・フェスティバル

TAMA 女性センター市民運営委員会や TAMA 女性センター登録団体と連携して女性の活躍やDV防止、性の多様性等、男女平等参画に関する講座を実施するほか、市民による実行委員会で企画・運営する多摩市男女平等参画推進フェスティバルを毎年6月に開催しています。



施設

講座や料理講習などに利用できる「ワークショップルーム」、TAMA 女性センター登録団体が打ち合わせなどに自由に利用できる「活動交流室」があります。また、女性問題・男女平等に関連する書籍を取り揃えた「TAMA 女性センターライブラリー」があります。貸出も行っていますので、是非ご利用ください。



「たまの女性」

男女平等参画に関する情報を発信する、多摩市男女平等・男女共同参画情報誌「たまの女性」を発行しています。



利用案内

問合せ：月曜～金曜 午前9時～午後5時
(祝日、年末年始除く)

電話：042-355-2110

休館日：第1・第3月曜日

〒206-0011

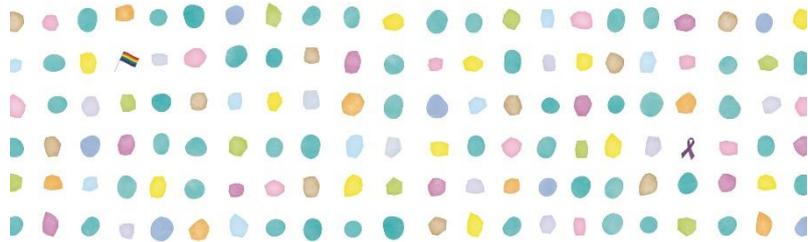
東京都多摩市関戸4-72

ヴィータ・コミュニェ 7階

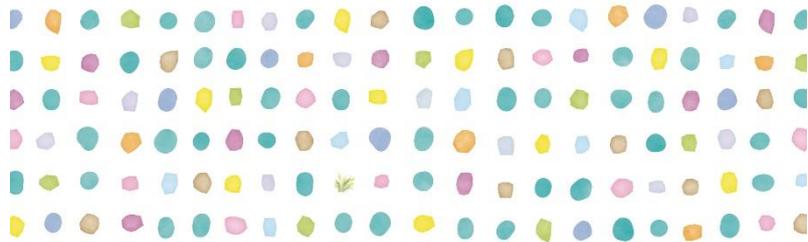
京王線聖蹟桜ヶ丘駅

西口を出て徒歩3分





多摩市



**第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画
令和3年3月**

多摩市 暮らしと文化部 平和・人権課
〒206-0011
東京都多摩市関戸四丁目 72 番地
ヴィータ・コミュニェ7階
電話 042(355)2110